

請願事項に お答えします

令和2年12月17日
谷和自治会 二井博文さんほか506名から提出された令和2年請願第3号を採択しました。

令和元年12月定例会本会議録を公開します

事実と異なる不穏当な発言があったことを理由として議員からの発言取り消し要求を受け、措置の対象とした部分は次のとおりです。

山崎議員の発言（94 ページ 24 行目から）

措置前

一方、谷和地区の陳情書は9月6日に市長に提出され、陳情者は9月定例会の議会運営委員会に間に合うよう、同日その足で議会に提出をされました。9月6日に提出されたものが、9月18日に受理されています。結果として、9月定例会で審議されることなく、12月定例会まで先送りとなりました。

【解説】9月6日に提出された陳情書は不備があったため受理していません。

18日に受理した陳情書とは別のものです。よって明らかな事実誤認と判断しました。

措置後

一方、谷和地区の陳情書は9月6日に市長に提出され、陳情者は9月定例会の議会運営委員会に間に合うよう、同日その足で議会に提出をされました。*****
*****。結果として、*****12月定例会まで先送りとなりました。

この部分は山崎議員本人からの申し出により取り消しています。

日域議員の発言（108 ページ 22 行目から）

措置前

細川議長は祝日であるにもかかわらず、谷和地区まで足をのばして谷和自治会の集会所で念を押すように自治会の面々、複数の面々に説得をしております。その内容は陳情書を要望書に変えてくれとか、許可権限がないものを陳情されても困るとか、もっと内容を具体的にと言われたと言うんですけども、大竹市に権限のないことはたくさんできます。意見書を出したり、議決をしたりすることは可能というかよくやっていますから、権限がないから陳情を出さないでくれということは理屈に合わないような気がいたします。また、陳情書を要望書に変えてほしいと言ったということについては事実上取り下げると言うことに等しいことですよ。

【解説】谷和に行き当該発言をしたと指摘された3議員(細川、西村、北地)に9月15日の発言について確認したところ、網掛け部分について直接話した当事者としては事実と違くと3議員とも同様に主張しています。

一方、「言った」と主張している議員の発言は伝聞です。9月15日当日の音声記録がないので事実の確認ができませんでした。

事実確認ができない以上、会議録に掲載するのは困難と判断しました。

これ以降の発言については全て同じ判断です。

措置後

細川議長は祝日であるにもかかわらず、谷和地区まで足をのばして谷和自治会の集会所で念を押すように自治会の面々、複数の面々に**をしております。その内容は*****
*****と言
うんですけども、大竹市に権限のないことはたくさんできます。意見書を出したり、議決をしたりすることは可能というかよくやっていますから、*****

日域議員の発言（109 ページ 14 行目から）

措置前

だから要するに、議長が、9月15日に谷和地区の陳情した人のところに、陳情を受理したんだと思いますけども、陳情書ですよ。個人間の郵便のように送り返した上に、それを何とか取り下げるといふか、要望書に変えろとか、こんなんじゃ受け取れないとか、言ったことは私は越権行為だと思います。

措置後

だから要するに、議長が、9月15日に谷和地区の陳情した人のところに、陳情を受理したんだと思いますけども、陳情書ですよ。個人間の郵便のように送り返した上に、それを*****

*****。

山本議員の発言（113 ページ 26 行目から）

措置前

その際に、これは陳情書じゃなしに、要望書にしてほしいとか、これは絶対反対なんていうのは余り厳し過ぎるから、表現をかえてみたらどうかということと言われたと。

措置後

その際に、*****
*****。

議会での発言の訂正や取り消しの処理について

議会には発言自由の原則というものがあります。議会が言論の府であることを考えると大変重要な原則です。とはいえ実際には一定の制約も伴います。

地方自治法第132条〔言論の品位〕に「議員は無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」とあります。さらに同法第133条には「侮辱を受けた議員はこれを議会に訴えて処分を求めることができる」とあります。

この度の発言は「市民の請願権を犯す行為をした」と言われたもので、それが事実であれば重大な問題です。しかし事実ではない場合、議員としての名誉にかかわる問題として当該議員が発言の取り消しを求めるのは当然のことだと思います。

また、参考書籍によると、「不穏当発言や品位のない発言は議会の議決又は議長命令で取り消し、誤った内容の発言は議長権限で訂正できることになっている」とあります。さらに、他の参考書籍では、「不穏当発言とは、一般的に無礼の言葉、他人の私生活に渡る発言、誤解した発言、感情的な発言等一切の不適切な発言をいう」とあります。

この度の措置については、発言の取り消し要求に議長が対応し、議会の議決をいただいたものです。なお、措置にあたって発言者の了解を必要とする規定はありません。

会議録原本にはすべての発言が記載されますが、配布用の会議録には、議長が取り消しの措置をした発言は掲載しないことになっています（大竹市議会会議規則第87条）。

以上、令和2年12月17日の議会議決に基づいてお答えいたします。

なお、市議会ホームページにも掲載しております。

令和3年1月 大竹市議会 議長 細川雅子

お問い合わせ先 大竹市議会 ☎59-2183 Fax57-7110